指定障害福祉サービス居宅支援事業所水郷荘重要事項説明書

＜　　年　　月　　日 現在 ＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話　　0299－79－2319（午前8時00分～午後5時00分まで）
担当

＊ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 指定障害福祉サービス居宅支援事業所水郷荘の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	指定障害福祉サービス居宅支援事業所　水郷荘
所在地	茨城県稲敷市幸田1252
指定事業所番号	茨城県指定第 0812700268号
主たる対象者	居宅介護・重度訪問介護
サービスを提供する地域 ＊	稲敷市

＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

		資格	常勤	非常勤	計
管理者			1名（１）		1名（１）
ｻｰﾋﾞｽ提供責任者		介護福祉士	2名（０）		2名（０）
従事者	介護福祉士			1名（０）	1名（０）
	1～2級修了者			1名（０）	1名（０）
	3級修了者				
	その他				

（ ）内は男性再掲

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 7:00～8:00	夜間 18:00～19:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日	○	○			
土・日・祭日	○	○			

3. サービス内容

（1）身体介護

・食事介助 …… 利用者の障害の程度と健康状態に応じた食事介助をします。

・入浴介助 …… 利用者の障害の程度と健康状態に応じた入浴介助をし、洗身・洗髪を行います。

・排泄介助 …… オムツ交換・トイレ介助・ポータブル介助など必要な援助を行います。

・清拭 …… 健康状態により、入浴できない利用者に、全身清拭をはじめ足浴など必要な清拭を行います。

・体位変換 …… 必要な時間に、体位交換を行います。

（2）家事援助

・買物 …… 日常生活に必需品を代行または同行で買い物に行きます。

・調理 …… 利用者の希望の献立で調理いたします。希望があればその日の献立も用意したします。

・掃除 …… 利用者の同意があれば、トイレ・お風呂・居室・押し入れ・玄関など、希望に応じて行います。

・洗濯 …… 利用者本人の衣類などの洗濯を行います。

（3）通院等介助（乗降介助を含む）

通院等のため、ヘルパーの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助や通院先での受診等の手続を行います。

4. 利用料金

（1）利用料

別紙の参照

（2）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。（連絡先　電話0299－79－2319）

ご利用の前日夕方5時までに連絡いただいた場合	無料
ご利用の1時間前までに連絡いただいた場合	当該基本料金の　50%
ご利用の1時間前までに連絡いただけなかった場合	当該基本料金の　100%

（3）　交通費

① サービスを提供する地域を越えて、訪問介護員が訪問する為に要した交通費は、実費の支払いを受ける。なを、自動車を使用した場合の交通費は、次の額の支払いを受ける。
稲敷市外　片道1㎞あたり20円とする。

② 買い物代行サービスは、サービスを提供する地域に関係なく、利用者宅から買い物を行う店舗までの往復の走行距離　1㎞あたり20円とする。

③ 通院等乗降サービスは、サービス地域に関係なく利用者宅又は病院等からの走行距離1kmにつき110円とする。

(4)その他

① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

② 料金のお支払方法

毎月、10日頃までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。
お支払いいただきますと、領収証を発行します。
お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引落の3通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。
訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2)サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が身体障害者施設、知的障害者施設に入所した場合
・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
・利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は，文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の居宅支援サービスの特徴等

(1) 運営の方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(2) サービス利用のために

事　項	有無	備　考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無		
従業員への研修の実施	○	内部研修・外部研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、等へ連絡をいたします。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名　(続柄)	
	連絡先	

8. 事故発生時の対応等

事故発生時の対応	施設は介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご利用者のご家族・ご利用者の後見人又は身元引受人等関係者に連絡・報告を行うとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。
損害賠償	施設は、サービス提供によりご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合を除き、すみやかにに誠意を持って損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。また、ご利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
施設賠償責任保険	施設は、万が一の事故の発生に備えて、「施設賠償責任保険」に加入しています。

9. サービス内容に関する苦情

① 当事業所相談・苦情担当

担当　　管理者　丹波　雅博　　電話　0299－79－2319

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名　　稲敷市

担当　社会福祉課　　電話　029－892－2000

茨城県運営適正化委員会　　電話　029－305－7193

10. 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1　あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1　あり　2　なし
	2　なし		

11. 当事業所の概要

名称・法人種別　　社会福祉法人　盡誠会
代表者役職・氏名　　理事長　　宮　本　二　郎

本部所在地・電話番号　　茨城県稲敷市幸田1252　　0299－79－2319

定款の目的に定めた事業　1、特別養護老人ホームの経営
2、老人短期入所事業の経営
3、老人デイサービス事業の経営
4、老人居宅介護等事業の経営
5、障害福祉サービス事業の経営
6、移動支援事業の経営
7、保育所の経営
8、地域子育て支援拠点事業の経営

年　　月　　日

居宅支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地　　茨城県稲敷市幸田1252
名称　　社会福祉法人　盡　誠　会
理事長　　宮　本　二　郎　　印

説明者　　指定障害福祉サービス居宅支援事業所　水郷荘

氏名　　印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅支援についての重要事項の説明を受けました。

契約者　　住所
氏名　　印

利用者　　住所
氏名　　印